

会 議 名	新潟市防災会議
開催日時	令和 4 年 3 月 25 日 (金) ※書面審議方式
会 場	—
出席委員	1～8号 (国、県の関係機関／運輸、通信、インフラ施設などの事業者／警察、消防、自衛隊、医療関係の救助機関／各区自治協議会選出委員)：計65名
主 な 議事内容	<p>1) 背景 <u>「防災会議」とは</u> 災害対策基本法に基づき、地方自治体 (県や市町村) が「防災会議」を設置し、地域防災計画 (公助の防災対応) を定め、自助・共助の推進を図るとともに、必要に応じて修正を行うことと定められています。</p> <p>2) 議案 <u>新潟市地域防災計画の修正について</u> 令和 4 年 3 月 2 5 日 書面審議にて可決</p> <p>○修正点のポイント</p> <p>ア) 組織改編に伴う名称変更、数量など数字の時点変更及び簡潔な記載内容に変更など、文章・数字を修正した。</p> <p>イ) 新たに感染症への組織対応及び新潟气象台からは、新たな避難情報の変更、情報共有の強化を明記した。</p> <p>ウ) 避難所に関するものとして、今回新たに「仮設トイレ」の設置基準が明記された。(内閣府のガイドラインより)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ数は避難者 50 人に 1 基 (長期化する場合は、20 人に 1 基) 女性：男性の割合は、3：1 を目安とする。 ・ 各家庭においてはトイレの平均使用回数 1 人 1 日 5 回を目安に「携帯トイレの備蓄」に努めることと明記された。